

○ 8 番（山田貴弘）

おはようございます。8 番議員、山田貴弘です。

先に通告いたしました 2 項目の質問の平日用といたしまして、資源循環型社会の構築が環境負荷軽減につながるについて、質問を行っていききたいと思います。

全国的に環境回復、環境循環型社会の充実が叫ばれていますが、開成町においても施策の充実及び広域連携の強化が必要であると考えているところであります。さて、さまざまな取り組みを実践するためには、町民、事業者、町（行政）が各々の立場を踏まえた上で共通認識を図り、お互いの連携が目に見える取り組みが重要だと考えているところであります。平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の計画期間といたしました環境基本計画が示されました。基本目標の実現に向けた取り組み方を示し、重点プランの設定により充実を図るとされている内容であります。環境基本計画の内容を踏まえた上で、次に挙げる五つの質問について随時伺っていききたいと思いますので、よろしくお願いします。

1、環境審議会委員及び環境基本計画推進会議委員の検討結果をもとに計画が策定されたと認識しておりますが、環境基本条例及びきれいなまちをつくる条例の内容について議論はされたのか。2、環境基本計画の策定に当たり、より充実したものとするために、町民、自治会、事業者等を巻き込んだワークショップ形式による議論の充実、周知の徹底を図る必要があったと考えるが、どうでしょうか。3、予算措置等が必要となることから、事前に議会に対し環境基本計画内容の説明が必要であったと考えますが。4、環境負荷軽減を図るための重点プランでもある生ごみの減量化に不可欠な資源循環システム構築の具体策は何であるか。5、リサイクル原料を使用した製品活用に町独自の助成をしてみたいはいかがでしょうか。以上について答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

山田議員のご質問にお答えします。

一つ目の環境基本条例及びきれいなまちをつくる条例の内容について議論はなされたのかということについて、お答えします。開成町における環境行政の基本事項を定めた開成町環境基本条例というものがあります。開成町環境基本計画は、その趣旨を受けて策定する環境に関する個別計画であります。環境基本計画推進会議において、前回の 2007 年から 2011 年の 5 年間の計画に対して目標に対する進捗状況を把握し、現状と課題を検証しました。現状と課題を検証する中で、目標を達成したもの、引き続き継続していくもの等を精査し、新たな計画の内容を定めました。計画の素案を策定する段階で計画基本目標に沿って自然環境グループ、生活環境グループ、地球環境グループの三つのグループに分け、小委員会を計 13 回開催し、それぞれのグループで十分討議を行っており、きれいなまちをつくる条例の

内容については生活環境グループで検討されました。

環境基本計画推進会議で討議された環境基本計画（案）について、環境基本条例に基づき環境審議会へ諮問をし、答申をいただきました。審議会の基本計画（案）に対するご意見として、一つ、計画の推進に当たっては、町民や事業者への計画周知を徹底することとともに、理解と協力のもと積極的な環境活動への参加を促し、町と環境推進パートナー会議との協働により開成町の良好な環境づくりに取り組むこと。二つ、各目標の達成状況を適時把握するとともに、達成できなかった原因などを明らかにし進行管理に努めること。三つ、目標を達成するために県や近隣市町と連携をとりながら推進することという提言を受けました。このほかに、計画の策定に際しては、環境活動を日ごろから実践されている地域の環境美化推進委員さんの皆様のご意見を聞き、きれいなまちをつくる条例の内容も検証して、計画の内容を地域の目線から検討していただきました。

2点目のご質問、町民、自治会、事業者等を巻き込んだワークショップ形式による議論の充実についてですが、計画を推進するためには、町民、事業者、行政のさまざまな取り組みを一步ずつ着実に進めていくことが必要だと考えております。本年度、今まで環境基本計画の進捗状況等を管理していた組織である環境基本計画推進会議を改革しました。公募により、環境について関心の高い町民及び事業者で構成する環境推進パートナー会議を設立いたしました。この組織は、町と協働で環境に関する事業などを進めていきたいと考えておりますので、ワークショップと同様に議論が深まり検討が進むものと考えております。なお、議員のご提案のとおり、町民、事業者などを巻き込んだ事柄を進める機会の一つとして、ことし7月21日に環境防災フェアの開催予定をしております。開催に際しては環境推進パートナー会議と事業を一緒に進めていきますので、町民に広く周知できると考えております。

次に、三つ目、事前に議会に対し計画の説明が必要であったということですが、環境基本計画を実施していくには予算を伴うものもありますので、計画の策定過程において事前に議会に対し十分な情報提供をしなかったことに関しては反省をしております。この場をおかりして、おわびを申し上げます。平成24年度の予算については、当初予算に既に盛り込んでありますが、環境基本計画の推進にかかわる今後の事業内容、費用等については、議会などの場でお伝えし説明をさせていただきます。

四つ目、生ごみの減量化に不可欠な資源循環型システム構築の具体策についてですが、ごみは捨てればごみ、生かせば資源、3Rの推進により生ごみを減量化及び資源化することは、焼却施設を持たない開成町にとって大変重要なことであると考えております。生ごみの減量対策としては、平成22年3月に開成町厨芥類減量対策検討会から、家庭でできる生ごみの減量対策に対する提案書が提出をされております。提案の内容として三つあります。一つ、生ごみの水切りについて、器具を配付して水切りの重要性や方法について周知をすること。二つ、電動生ごみ処理機の普及について助成制度があることを周知し、できた堆肥の処理が困難な方はGRC

へ搬入が可能であることを周知すること。三つ、段ボールコンポストの普及について、経費がかからず手軽にできることを周知し、使い方について啓発を行うことという３点の取り組みが提案をされております。

しかし、電動生ごみ処理機は電気を使用することから電気代がかかり、管理が思っている以上に大変だということで普及が進んでおりません。また、段ボールコンポストについても、町職員が実証実験をしホームページで利用方法をＰＲしておりますが、普及がまだ進んでおりません。このことから、開成町では、水切り器具を役場の窓口やイベント時に配付して、生ごみの水切りをして生ごみの重量を減らす取り組みを今、推進しております。

地域での取り組みとしては、上延沢自治会で生石灰を使用した生ごみの堆肥化を実施し、よい結果が出ました。しかし、この取り組みを全町に広げるには、システム、費用、住民の皆さんの協力者、場所など、まだまださまざまな解決しなければならない課題があると考えております。

生ごみ減量化のためには、水切りのほかにも生ごみを出さないことが重要ですので、昨年度、生ごみ処理容器を活用して生ごみを減量化している葉山町の現状を視察しました。これらの処理容器は昨年のモニター制度でもよい結果が出ておりますので、本年度は、それらの処理容器を町民の皆さんに普及をさせ、処理容器の活用による生ごみの発生抑制を水切りとあわせて推進していき、家庭から出る生ごみを減らすよう周知をしていきたいと考えております。

最後に五つ目、リサイクル原料を使用した製品の活用についての助成についてですが、議員指摘のとおり、日本国内、開成町においても、これまでの大量生産、大量消費の社会から環境に優しい社会へと転換中であります。平成３年に制定された再生資源利用促進法、いわゆるリサイクル法により、廃棄物の減量、リサイクルが推進されるようになりました。この資源循環型社会への転換の観点から、リサイクル制度として容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法などの整備が進んでおり、いろいろな原料としていろいろな製品へ再生をされております。これらの製品は、町民、事業者が購入したり利用し、既に広く浸透されておりますので、町として個別に助成することは考えておりません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○８番（山田貴弘）

山田貴弘です。よろしくお願いします。

今、町長答弁の中から五つの項目に対して回答が得られたところであります。その中で一番重要な部分、基本計画ですね、その部分で答弁内容があったのですけれども、これは、正直言って、自分も議員になってから、環境基本計画というものの審議の過程というものをなかなか勉強する機会もなく、知らなかったという部分もあった中で、こんな重要なことをこの会議でやっているのかというところで改め

てびっくりしたのですけれども。先ほど2番の設問の中で議会のほうには提示をしなかったという、また説明をしなかったということで、今後については説明してくれるということで、お互いが理解する意味では、今後、その部分は周知、また委員会等を含めた中で勉強を促すような形を投げかけてもらいたいとお願いするところでもあります。

さて、内容について、環境審議会委員及び環境基本計画推進会議委員の中で検討されたという部分の答弁があらわれました。その中の環境基本計画推進会議というもののメンバーを見てみると、12名のメンバーで構成されているというのが現状だと思います。環境というものは、やはり消費する側、相手があって、そういう人たちに環境とはどういうものかというものが耳に入って理解して、初めて地球規模を全体とする中で環境がよくなっていくというふうに私は認識しているのですけれども。要するに、小規模の中で議論したところで、これが外に広がらなければ全然、絵にかいたもちになるのではないかなというところで危惧しているところなのですが。

その中で、12人いるメンバーの中で、いろいろな生活環境グループだとか、そういうものに分けて議論をされたというのは報告がありましたが、任命されている人たちを見ていくと、これ地区名として挙げられているのですけれども、開成町にとっては13地区という自治会があるのですが、ここの中を見ると7地区しかメンバーが出ていないのです。自治会を含めた中で、環境というものをより充実していくためには、行政側からの啓発だけでは無理があるという部分があるので、やはり、これは自治会の対応も含めた中、また現況で起きている部分も計画の中で反映していかなくはいけないという部分では、7地区に限定しているという部分の、意図的な考え方があるのかどうかわからないのですけれども、これらのメンバーの構成について、どういう理由でこういう部分の地区になったのか。あくまで人間で選んだのか、地区で選んだのか、その点について1点、お答えをもらいたいと思います。

それと、あと町長答弁の中で環境美化推進委員の意見を聞きという、条例ですね、開成町特異のもので、きれいなまちをつくる条例というものがあるのですが、その部分を検討したというような答弁があらわれましたが、この環境美化推進委員とはどういうものかという、そこら辺、自分も勉強不足なところがあるので教えてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、今の日本の社会といいますのは、町長も申しましたように、戦争直後の大量消費、大量生産から本当に転換が図られているというふうに考えております。この方策を進めるために国といたしましてもいろいろな制度をつくってございまして、循環型社会形成基本推進法、すみません、ちょっとあれで

すけれども、このようなものから3Rですとか、そういうようなものを進めているという状況にあります。

町といたしましても、これを進めるということは当然のこととございまして、これを進めるために町に合った方法等を模索しながら現時点におきましても行ってきたと。これが十分かと言われますと、必ずしも十分ではございませんけれども、これらを推進するために町といたしましても条例等を定めながら、いろいろな会議を設けながら進めてきたということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

先ほどご質問がありました審議会委員さん等の問題につきましては、7地区というようにお話がありましたけれども、中にいろいろな団体の方が入っていらっしやいまして、その中に開成町環境保全推進協議会、これらの団体の代表の方も入っております。これは各自治会の環境を推進している方から構成されている団体とございまして、これらの代表の方ということで参加させていただいておりますので、特に地区を限定してですとか、そういうことではなくて、広く町民の方からご意見をいただくというような組織であるというふうに思っております。あと、議員さん、このメンバーの方をごらんになっておっしゃられていると思うのですけれども、現時点におきまして、いろいろな方面において関心が高い、活躍をされている方から構成されておりますので、これらを経まして住民の方の意見は反映できてくるのかなというふうに考えてございます。

もう1点の事項につきましては、課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、環境美化推進協議会の委員さんについて、お答えをさせていただきます。環境美化推進委員会の委員さんは、開成町きれいなまちをつくる条例の第12条に、町は地域における環境美化を推進するため開成町環境美化推進協議会を置くという形で規定をされております。各自治会から推薦をしていただいた13名の方で構成をしております。昨年は5月と1月に会議を開催しております。環境美化推進委員さんは、日ごろから地域のごみステーションの管理とか不法投棄の監視、また花壇の管理など環境美化の活動を日頃から実践をされている方々でございます。その方々が、環境基本計画の改定に当たっては、各自治会での不法投棄のパトロールの実施をどういうふうに行っているかとかという、そういった情報交換をしたり、実際、実践をしておりますので、ごみの分別ルールが守られていないという状況がありますので、そういった現状などを提案していただいております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

今、提案をしてもらっているという答弁がありましたけれども、検討経過という

ものの中には、そのような話というか文言は出ていないので。開成町きれいなまちをつくる条例というのは、一番重要なのは17条です。17条に罰則規定があるという。要するに、この条例に違反した場合には罰則されるのですよというものがついている条例になるので、その部分というのは常に重心を置いていかなければいけないのだなというところで。この条例を、いいところ、悪いところを含めた中で計画に反映がされているのかというところが重要なので、そこら辺の過程をもうちょっと見えるような形で表現してもらいたかったなというところで質問をさせていただきました。

その点については、きょうは30分しかないので、また改めて聞いていきますけれども、きれいなまちをつくる条例の中の条文、これを読んでいくと、町の責務だとか、そういうものが津々浦々書かれているのですけれども、現状で、その中で13条に書かれている落書き消去要請とか、そういうものが書かれているのですけれども、現況を見ると、町の中を見ていると若干いたずら書きなんかが出ているところがあって、これが数年にわたって除去がされていないという現状が今ある状況です。現状を踏まえた中で、この流れがきちんと、先ほど言っていた環境美化推進委員さんの活動が町のほうに反映されているのであれば、それは除去されているはずだと思うので、それが目に見えるところですと残っているというのは機能していないというふうに判断するようになりますので、ぜひ、そこら辺は町民の目線、また推進委員の目線というものをもうちょっと反映して、除去に努めて環境維持に努めていってもらいたいと思います。これは答弁はなくていいです。

町の取り組みの中では、先ほど町長答弁の中で環境推進パートナー会議を立ち上げてやるということで、12名でしたっけ、募集をかけているということで、闊達な協議をしてもらって先ほどの部分の反映をしていってもらいたいというところで、この部分は評価するということで、ぜひ、よろしくお願いします。

一番、きょうの投げかけたい部分なのですけれども、生ごみの減量化の部分で、当然、水切りをしたり電動処理機によってごみを減らすというような啓発もしくは事業をやっているという。上延沢の事業展開を見ていると大変評価するところであり、そのような地区がふえていけばいいなという部分では期待をしているところがあります。しかしながら、これはあくまで自治会単位の部分での施策であると私は思っているところで、もう少し町として、お金を使った、税金を使った中でのごみの減量化を実際しながら、それを循環型社会に反映していかなければいけないのではないかというふうに思うところがあります。

基本で言えば、生ごみの水切りをやるというのは単純に運搬費が減るだけなのです。ごみが減るわけではなくて運搬費に係るお金が減るだけであって、決してごみが減るわけではないので、そのところは、啓発の部分では有効だとは思いますが、ぜひとも水切りだけにとどまらない、また生ごみにとどまらないという部分で。これはちょっと私の提案になるのですけれども、ごみの減量化という部分の位置づけの部分では、開成町にごみの置き場があると思うのですけれども、そこ

の部分、単なる端のわきにぼんと置いてネットをかけるような、そのようなやり方ではなく、もうちょっとステーション的なごみ置き場、そういうものをつくり、その部分で例えば生ごみ処理機を置いて家庭から出た生ごみはそこで処分する。また、プラだとか発泡スチロールだとか、いろいろあるとは思いますが、そういうものもステーションの中でできるという部分の検討にもう少し入っていかねばいけない段階ではないのかなというふうに思っているところですが、そのような計画。これは自分が言うだけではなく、そういう協議会も含めた中で議論をしていかなくてはならないと思うのですが、そのようなものやっていますかというふうに思っているのですが、その点について、どうでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

お答えさせていただきます。

基本的な考え方といたしましては先ほど町長が申されましたものと同じ内容になるかと思いますが、ただいまのお話の要旨といいますのは、具体的な生ごみの減量と水を切っただけでは量が減るだけだよというようなことなのですが、ある意味、おっしゃられるとおりというところはありますけれども、今現在、ごみの処理の基準となりますものは重さということになっておりますので、水を切ることによって減量、重さが軽くなればごみは減る、処理費用も減ってくるということはありますので、ご承知おきいただければというふうに思います。

町の昨年、今年度と進めております方針といたしましては、3Rの一番最初にございますリデュース、発生抑制から入っていこうという形の中で進めております。具体的に申しますれば、先進2市町のところを視察させていただいて、実績が上がった、ごみを発生させないことを推進しながら、今、議員がおっしゃられたことも並行して考えていこうという態勢で今現在、進んでおります。全国的な規模で見ますと、ごみといいますか資源といいますか、この収集方法ですとか処理の方法ですとかいろいろございます。西日本のある町では30何通りというような形の分類をして、ごみの発生抑制をしているというものもございますけれども、こうするためには、お金がかかってもというようなお話がありましたけれども、費用がかかる、住民の方の負担がかかる、システムをつくらなければいけないというようないろいろな問題がございます。具体的に、ごみ置き場の横にというお話がありましたけれども、今現在、ごみ置き場を設置するのに十分にできていないというようなところもございますので、発生抑制と出たものをどう処理していくかということの並行で進めていくというのが町の方針でございますので、ご確認等していただければというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。

大変、30分というのは時間がないです。また、この部分は改めて質問をしたいと思います。基本的には、初めの通告で言っていますけれども、町民事業者、要するに、町が各々の対場を踏まえた上で共通認識を図ってごみの減量化をしていくというのが一番重要だと思うのです。開成町にとっては、最終処分場がまずない、焼却施設がない、ないないだらけなのです。その部分の中で、きょうのテーマでもある資源循環型社会の構築が環境負荷軽減につながるという題目の部分にいくと思うので。ごみの問題というのは、国の中で大義名分になっていると思うのですけれども、自区内処理というのが基本だと思うのです。そういう部分の中で、最終処分場がないのであれば、そういう循環するようなシステムをつくってリサイクルに強化していくということを、きょう、流れの中で組み立てて言いたかったのですけれども。その部分は、最終的に今後の中で行政側にいろいろな提案を踏まえた中でぶつけていきたいと思いますので、今後とも、ごみが減量していくように皆様に啓発をしながら、よりよい環境をつくっていききたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

町長、簡潔にお願いします。

○町長（府川裕一）

今いろいろ山田議員から提案いただき、ありがとうございます。生ごみの処理に関して、水切りを含めて今やっているというお話をしましたけれども、昨年度、上延沢自治会でやっていただいた生ごみをごみではなくて資源にする、その実験が大変、前の自治会長さんを含め、上延沢の皆さんのご協力で成功したということですので、何とか、生ごみを開成町からゼロにしていくため、ゼロだけではなくて資源という有効活用にまでなる実験が成功したのですから、それを全町に広げていく、その努力は最大限していきたいと思いますので。ほかの自治会においても、いろいろなご協力をこれからいただくことになると思いますので、そういう点で頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。